

# 高砂市の勤労者福祉と高砂市勤労者総合福祉センターの今後の在り方及び 一般財団法人高砂市勤労福祉財団の今後の役割と方向性に関する市の方針

令和6年2月6日

本市は、近年の勤労者福祉を取り巻く環境の大きな変化や勤労者福祉施策に対するニーズの多様化が進んできていることから、従来から課題であった本市の勤労者福祉と拠点施設である高砂市勤労者総合福祉センター（以下、「センター」という。）の在り方及び管理運営団体である一般財団法人高砂市勤労福祉財団（以下、「勤労福祉財団」という。）の役割と今後の在り方について検討を行い、本市の勤労者福祉の推進のための新たな方向性を示す必要があった。

その検討を進めるために、本市は、令和4年度に「勤労者福祉と拠点施設の在り方検討委員会」を設置し、様々な意見を取りまとめ、令和5年度には、一般財団法人地方自治研究機構（以下、「研究機構」という。）との共同調査研究を行い、あわせて高砂市労政審議会（以下、「審議会」という。）に諮問を行ってきた。

この度、審議会からの諮問に対する答申並びに研究機構の共同調査研究の報告を踏まえ、以下のとおり「高砂市の勤労者福祉と高砂市勤労者総合福祉センターの今後の在り方及び一般財団法人高砂市勤労福祉財団の今後の役割と方向性に関する市の方針（以下、「方針」という。）」をまとめた。

今後本市は、方針に基づいて勤労者福祉施策を推進していく。

## 1 方針

### (1) 高砂市勤労者総合福祉センターの今後の在り方

勤労者福祉の拠点施設としてのセンターは、これまで様々な事業を展開してきたが、勤労者福祉の三位一体施設として隣接していた旧宿泊センターや旧勤労者体育センターの用途変更後は、社会情勢の変化等もあり利用者数が伸び悩んできた。

また、令和5年度に実施した勤労者や事業者へのアンケートの結果において、施設を利用しない理由として必要性を感じないという割合が高く、用途変更のニーズも高かったことを考え合わせると、本市としては、これまでセンターが担ってきた役割は一定果たしてきているという判断に至った。

したがって、本市としては、勤労者福祉施策を充実するために、拠点施設を保持しなくても実施可能であるとの判断から、今後センターの施設の目的は廃止し、新たな目的を検討していく。

なお、センターの目的の廃止時期については、市民・利用者への丁寧な説明と周知、新たな目的の決定や事務手続き等に必要な期間を2年(令和7年度末まで)と定め、各課題に取り組んでいく。

新たな施設目的については、周辺施設の関連も考え合わせたくうえで、より多くの市民に必要とされる目的を全庁的に検討していく。

あわせて、新たな目的の施設の管理運営については、目的に沿った適切な管理手法と利用料金、設備等を検討していく。

また、施設の目的を変更する際には、高砂市公共施設全体最適化計画の個別施設計画に示している 2026(令和 8)年までにセンターとシルバー人材センター（雇用支援センター）との統合を計画するという施設の位置付けを見直していく。

## (2) 一般財団法人高砂市勤労福祉財団の今後の役割と方向性

勤労福祉財団が管理運営している現在のセンターの指定管理期間は令和 6 年度までであるが、センターの施設の目的廃止の時期に合わせて指定管理期間を令和 7 年度末まで延長する必要がある。

なお、勤労福祉財団は職員数が少人数（令和 5 年度 5 名）の組織であり、自主的・自立的な経営基盤等にも課題があるため、センターの指定管理が終了すると、施設管理に係る業務と人員が減となり、更に令和 6 年度以降常勤職員の減も見込まれるため、単独での財団運営と事業継続が困難となると考えられる。

今後市としては、勤労福祉財団にこれまで担ってもらっている本市の勤労者福祉の充実及び向上を継続してもらうために、公益財団法人高砂市施設利用振興財団（以下、「施設利用振興財団」という。）への吸収合併について提案し、検討を進めていただくことを要請していく。

また、今後勤労福祉財団と施設利用振興財団の統合の推進にあたっては、市の事業と密接な関連を有するものであり、かつ市の勤労者福祉施策を推進し、勤労福祉財団の組織の再構築や財団の統合も含め総合的に関与するために、人的援助を行うことが必要であることから、令和 6 年度から職員を派遣することを検討していく。

施設利用振興財団に対しては、勤労福祉財団の吸収合併を提案し、勤労福祉事業を担う組織を追加して、これまでの事業に勤労者福祉事業を加えて事業展開していくといった財産と事業や雇用等の承継をしていただくよう要請していく。あわせて、合併後の勤労福祉財団の公益目的に関する財産については、出捐金の目的に基づき、勤労者福祉の充実及び向上に活用していただくよう要請していく。

## (3) 高砂市の勤労者福祉施策の今後の方向性と市の役割

今後の本市の勤労者福祉については、第 5 次高砂市総合計画における労働政策の将来の在るべきまちの姿「誰もが社会に参加し、その人らしく活躍するまち」に向け、若者就労の支援、多様な働き方、ワークライフバランスの実現等で働きやすい環境整備をめざすため、勤労者ニーズの高いソフト事業を充実していく。

具体的には、特に勤労者ニーズの高い福利厚生事業やリカレント事業、子育て事業等の充実を図っていく。

なお、事業の実施にあたっては、国や県、他団体の役割や実施している事業を整理し、民間にできることは民間に任せ、市の担うべき事業を取捨選択し、中小事業者等の単独実施が困難な事業や勤労者のニーズを踏まえて、支援の必要性が

高い事業を実施していく。

また、従来から本市の勤労者福祉の推進に関わってもらっている高砂市労働者福祉協議会や高砂市中小企業労働福祉協議会、(一財)加古川市勤労者福祉サービスセンター(あいわーくかこがわ)等各種団体と今後も連携し、協議を進めながら更なる勤労者福祉施策の推進を図っていく。

## 2 今後のスケジュール

[令和6年2月以降]

(1)全員協議会(令和6年2月5日)後、市の方針の決定を行う。

(2)市の方針に基づいて、対策を進めるために必要な事務を開始する。

- ・関係団体等との協議(財団の合併案や関連団体への説明等)
- ・センターの施設の目的(勤労者)の廃止(令和7年度末)
- ・指定管理期間の1年延長(令和7年度末まで)
- ・市職員の勤労福祉財団への派遣
- ・市民への説明、周知
- ・施設の新たな目的の検討、公共施設全体最適化計画の見直し作業

以上